ID:　420

担当部署:　こども福祉部 こども家庭室 ほいく課

処分の概要	保育料等の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例　第5条
例規番号	平成30年条例第33号

【根拠条文】

（保育料等）

第5条　法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者又は地域子ども・子育て支援事業を利用する者は、認定こども園の利用に関し、芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年芦屋市条例第12号）第2条第1項第1号に規定する保育料、同項第2号に規定する預かり保育料、同項第3号に規定する延長保育料又は同項第4号に規定する病児保育料を納付しなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成31年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日